

新旧対照表（自動貸金庫規定）

改定前	改定後
<p>略</p> <p>8. 届出事項の変更等</p> <p>(1) 印章もしくは・・・略・・・ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。</p> <p>略</p> <p>17. 規定の変更等</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、随時変更できるものとします。</p> <p>(2) 前記(1)の変更は、規定を変更した日から適用されるものとします。</p>	<p>略</p> <p>8. 届出事項の変更等</p> <p>(1) 印章もしくは・・・略・・・ください。この届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。</p> <p>正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。</p> <p>略</p> <p>17. 規定の変更等</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で周知することにより、</u>変更できるものとします。</p> <p>(2) <u>前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から</u>適用されるものとします。</p>